

豊田市情報公開・個人情報保護審査会進行要領

令和4年10月3日(月)午前9時
東庁舎6階 教育委員会会議室

1 開会

瀧 主 幹 | それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第8回豊田市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。
委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席くださり、ありがとうございます。
本日、課長の新實ですが、本日実施いたします答申案協議の諮問第8号、第9号及び口頭意見陳述の諮問第11号の処分庁の課長となることから、審議の公正を期すため、席を外させていただきます。
それでは、情報公開・個人情報保護審査会の開催に当たりまして、鋤柄会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

2 会長挨拶・日程説明

会 長 | (鋤柄会長 挨拶)

瀧 主 幹 | ありがとうございました。
本日の審査会では、まず諮問第8号及び諮問第9号の審査請求に係る答申案について協議を行っていただきます。午前10時になりましたら、諮問第11号に係る口頭意見陳述を行います。その後、諮問第14号の審議を行っていただきます。
それでは、以後の審議の議長は、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定により、会長にお願いしたいと思います。鋤柄会長、お願いいたします。

3 審議

会 長 | 今回は、2件の審査請求に係る答申案の協議、1件の審査請求に係る口頭意見陳述及び1件の諮問に係る審議を行います。

諮問第8号

部分開示決定に係る審査請求事件

会 長 | まず、諮問第8号の審査請求事件について、答申書案の検討を行います。
それでは、先回までの審査会での議論を踏まえて、事務局が答申書(案)

を作成しておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (法務課職員から、答申案を説明)

会長 委員のみなさん、ただ今の説明について、答申書の順に御意見を伺います。「第1 審査会の結論」は後にしまして、「第2 諮問事案の概要」、「第3 審査請求人の主張の要旨」、「第4 実施機関の説明の要旨」の部分で何かございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会長 では、「第1 審査会の結論」及び「第5 審査会の判断」について、何か御意見、御質問がございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会長 では、答申書全体を通じて、御意見、御質問、言い漏らされたこと等がございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会長 ほかにご意見がなければ、これで諮問第8号についての審議を終了いたします。

「答申書については、事務局（案）を了承します。」（答申案に修正がない場合）

又は

「本日ご意見をいただいたことについては、適宜修正を加えることとし、その内容については、会長に一任いただくということによろしいでしょうか。」（答申案に修正がある場合）

諮問第9号

不開示決定に係る審査請求事件

会長 続いて、諮問第9号の審査請求事件について、答申書案の検討を行います。それでは、前回までの審査会での議論を踏まえて、事務局が答申書（案）を作成しておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (法務課職員から、答申案を説明)

会 長 委員のみなさん、ただ今の説明について、答申書の順に御意見を伺います。
「第1 審査会の結論」は後にしまして、「第2 諮問事案の概要」、「第3 審査請求人の主張の要旨」、「第4 実施機関の説明の要旨」の部分で何かございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会 長 では、「第1 審査会の結論」及び「第5 審査会の判断」について、何か御意見、御質問がございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会 長 では、答申書全体を通じて、御意見、御質問、言い漏らされたこと等がございましたら、ご発言をお願いします。

<審議>

会 長 ほかにご意見がなければ、これで諮問第9号についての審議を終了いたします。

「答申書については、事務局（案）を了承します。」（答申案に修正がない場合）

又は

「本日ご意見をいただいたことについては、適宜修正を加えることとし、その内容については、会長に一任いただくということによろしいでしょうか。」（答申案に修正がある場合）

※諮問第9号の審議が10時00分頃までに終了しない場合は、諮問第11号の審議の後に行う。

- 会 長 続いての案件は、[REDACTED] 開示決定等に係る審査請求事件です。
次第にありますように、事務局からの概要説明の後、口頭意見陳述を行います。
口頭意見陳述では、審査請求人からの意見陳述、審査請求人から処分庁への質疑応答を行い、次に、審査会から審査請求人や処分庁への質疑応答を行います。
では、事務局から概要説明をお願いします。
- 事務局 (法務課職員から、事実経過及び審査請求書の概要を説明)

<説明終了後、審査請求人、人事課、法務課及び農政企画課職員 入室>
- 会 長 では、審査請求人から審査請求をした理由等についての陳述をしていただきます。諮問第11号「[REDACTED] 開示決定等に係る審査請求事件」について、審査請求人の方は説明をお願いします。
- 審査請求人 (審査請求人 [REDACTED] 陳述)
※審査請求人が審査請求とは関係のない事項について延々と陳述する場合、暴力的な発言など不適切な発言をされる場合等、手続の進行に支障が出ると判断した場合は、簡潔かつ適切な発言を行うよう注意喚起をする。
- 会 長 では次に、審査請求人は、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第5項に基づき、この審査請求事件に関し、審査会の許可を得て、処分庁に質問をすることができます。何か質問したいことはありますか。
- 審査請求人 (審査請求人 [REDACTED] 陳述)
- 会 長 「今の質問については審査請求事件に関連があると認めます。処分庁は、回答をお願いします。」
又は、
「その質問はこの審査請求事件との直接の関係性が認められないため、許可できません。この口頭意見陳述は、あなたの情報公開請求に対して処分庁が部分不開示としたことを扱う場です。この部分開示処分や開示請求についての質問にしてください。」

処 分 庁 (処分庁職員 回答)

会 長 審査請求人、ほかに質問はありますか。

(質問がないことを確認したら)

会 長 では、審査会による審査請求人及び処分庁への質疑に移ります。委員の皆さん、何か御質問はございますか。

<質疑応答>

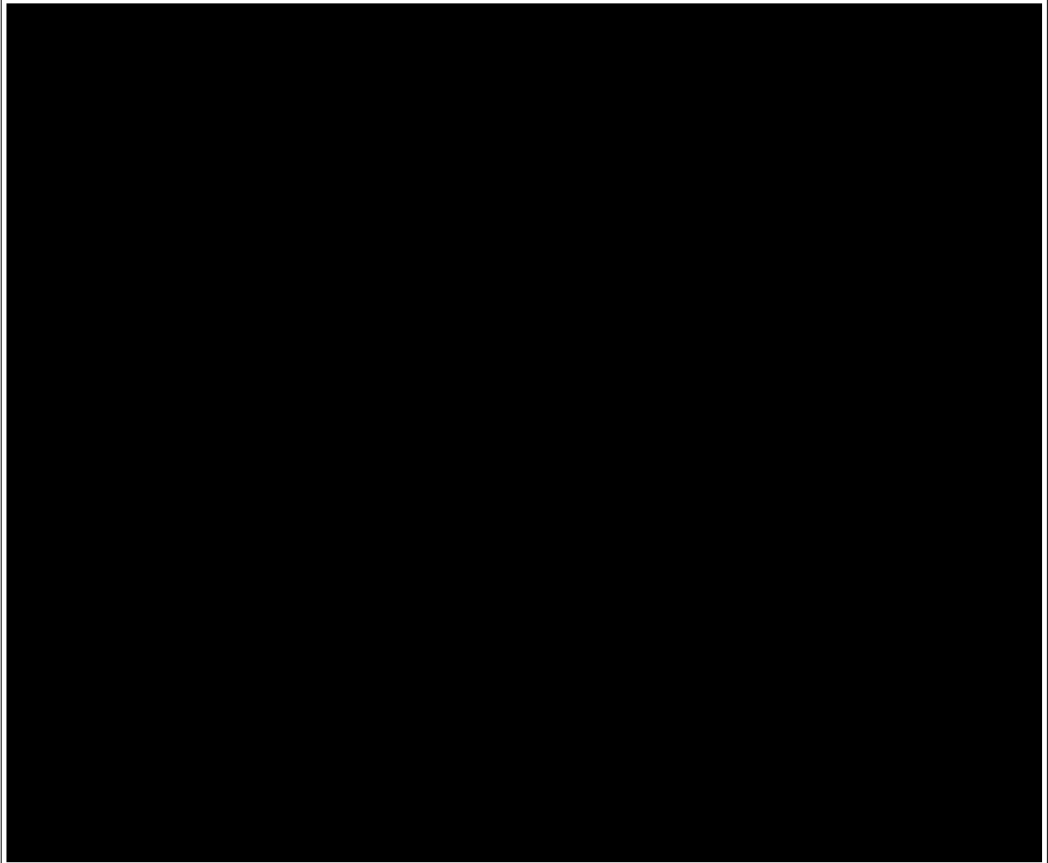
会 長 ではこれで口頭意見陳述を終了します。審査請求人及び処分庁の方は、御退席ください。

<審査請求人、人事課、法務課及び農政企画課職員 退室>

先ほどの口頭意見陳述を踏まえ、各委員から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【参 考】

<審査請求人の主張(要約)>



会 長

＜審議のポイント＞

- ・ 審査請求人の開示請求に対し、開示対象文書の特定は適切になされているか。
- ・ 文書不存在とした判断に対する審査請求人の主張について、審査会として、答申にどのように言及すべきか。

(おおむねの意見のとりまとめができた)

諮問第11号の事件に関する、当審査会の判断は、

「審査請求人の主張に理由がなく、審査請求を棄却するよう答申します。」

又は、

「審査請求人の主張を認め、●●●●●●するよう答申します。」

答申については、本日各委員からいただいた意見を踏まえ、事務局が答申書の案文を作成します。

「●●（審査会として答申におけるポイントと考える部分）」については審査会としてポイントと考えますので、この点に留意して答申案の作成をお願いします。

次回審査会で答申書の案文について検討し、審査会としての最終的な答申をまとめることといたします。

諮問第14号

豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定について

会 長

次の案件は、「諮問第14号 豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定について」です。

この件については、令和3年度第8回審査会にて意見交換を行っていますが、改めて豊田市情報公開条例の改正に向けて当審査会に諮問されたものになります。

最初に主管課である法務課から説明をしていただき、その後に意見交換を行いたいと思います。

＜法務課職員 入室＞

それでは、豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定

につきまして、主管課である法務課から、概要の説明をお願いします。

主 管 課 (法務課職員 説明)

会 長 委員の皆さん、ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

<質疑応答>

会 長 ほかに御意見等もないようですので、主管課の方は御退席ください。

<法務課職員 退室>

会 長 それでは、委員の皆さん、本件について、審議をお願いします。

<審議>

(おおむねの意見のとりまとめができれば)

会 長 そろそろ、本件に関して意見の取りまとめを行いたいと思います。
※本諮問に対する意見の取りまとめについては、審査会条例第18条第2項の規定に基づくものであることを踏まえて行っていただく。

「意見無しとします。」

又は

「●●の意見を付すこととします。」

4 その他

会 長 本日の審議はこれで終了ですが、事務局から何かあればお願いします。

事 務 局 現在、諮問第12号及び第13号として、新たな審査請求の諮問がなされております。意見書等の書類が出揃い次第、関係書類を送付いたします。以上です。

5 審査会の終了

会 長 ありがとうございました。
本日の審議は、これで終了ですが、本日の審査会を通じて、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

なければ、本日の審査会は、これで終わりにしたいと思います。進行を事務局にお返しします。

課

長

本日はどうもありがとうございました。

次回は10月31日(月)に予定しております。開始時間及び会議室は改めてご連絡いたします。

本日は、大変お疲れ様でした。